

パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する助成の拡充(案)

(短時間労働者均衡待遇推進助成金の拡充)

パートタイム労働者に対して、正社員との均衡を考慮した評価・資格制度や、正社員への転換制度等の導入を行う中小企業の実業主に対する助成を拡充することにより、パートタイム労働者の雇用の安定等を図る。

現行制度

正社員と共通の評価・資格制度を設け
実際に格付けされたパートタイム労働者が出た場合

助成金50万円を支給

正社員への転換制度等の措置を設け
実際に対象となったパートタイム労働者が出た場合

助成金30万円を支給

拡充内容

中小企業については
助成金を10万円増額支給

正社員と共通の評価・資格制度を設け
実際に格付けされたパートタイム労働者が出た場合

助成金60万円を支給

正社員への転換制度等の措置を設け
実際に対象となったパートタイム労働者が出た場合

助成金40万円を支給

短時間労働者均衡待遇推進助成金

パートタイマー均衡待遇推進助成金

概要

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などの均衡処遇に向けた取組に努める事業主を支援する助成金です。

申請ができる事業主

労働保険適用事業主

支給メニューと支給額

支給対象メニュー	支給額	
	第1回目	第2回目
① 正社員と共通の待遇制度の導入	25万円	25万円
② パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入	15万円	15万円
③ 正社員への転換制度の導入	15万円	15万円
④ 短時間正社員制度の導入	15万円	15万円
⑤ 教育訓練制度の導入	15万円	15万円
⑥ 健康診断制度の導入	15万円	15万円

詳細は(財)21世紀職業財団へ (<http://www.jiwe.or.jp/>)